

(案)

福島国際研究教育機構の立地について

〔令和 4 年 9 月 16 日
復興推進会議決定〕

1. 福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）の立地については、以下のとおりとする。

機構の施設（本施設）：福島県双葉郡浪江町 川添地区

仮事務所 : 福島県双葉郡浪江町 権現堂地区 公有施設

2. 国及び機構は、福島県及び市町村並びに大学その他の研究機関等と連携し、機構設置の効果が広域的に波及するよう取組を進めるものとする。